

## 第5 震災対応等に当たった職員の回顧録

岩手労働局労働基準部監督課  
地方労働基準監察監督官  
(当時：釜石労働基準監督署長)  
澤田 秀幸

当時、私の勤務していた釜石労働基準監督署は釜石港湾合同庁舎の3階にあり、眼下に釜石港を臨むロケーションにありました。

3. 11の時、今までに感じたことの無いような揺れが数分間続き、ようやく収まった頃、職員の様子をみると、談笑していたり、深刻な表情をしていたりと様々な温度差がありました。停電の影響なのか防災無線も停止していたことから、携帯端末等で情報を収集しましたが、津波の高さも60cmから3メートル等様々な情報が飛び交っており、過去に津波警報があっても肩すかしをくらっていたこともあったし、大丈夫だろうというのが正直な気持ちでした。

しかしその反面、あの地震の揺れで、果たして何も無く済むのだろうかという疑問もあり、少しでも危惧感を持つ以上、最悪に備えるべきではないかという想いもありました。

果たしてどのような行動をとるのがベストなのか、避難すべきか、庁舎にいた方が安全ではないのか、庁舎をもなぎ倒す勢いの津波だったらどうする、電動シャッターで収容されている官用車をどうする、通勤用の職員の車はどうする、停電で信号が機能しておらず渋滞とならないか、時間にしては数分ですが、今思い返すと何時間も逡巡し

ていたような気持ちでした。職員や来庁者の安全確保が第一という極めてシンプルな答えさえ、瞬時に決断できなかったわけです。

地震発生後の10分過ぎに、庁舎の向かいの高台に徒歩で避難するよう職員に命じ、署への問い合わせ等来客対応に備えるため、避難列最後尾の監督課長に「私は残るから、みんなを頼む」と告げ、職員の後ろ姿を見送りました。

全員が避難して10数分後、海の水かさが増していき、大潮のような状態となりました。「この程度で済むんだろう」と感じた直後、急激に海全体が膨らんだ状態となり、防波堤を越え、あっという間に10メートルにもならないとする高さの水が、陸上の全てのもののみ込むかの勢いで押し寄せてきたのです。

津波は庁舎の2階の天井部にまで浸水し、もしかしたら3階の監督署も呑まれるか、と感じながらも、なおもどのような行動をとるのがベストなのか、と考え、とりあえず、荷造り用の紐を投げ縄風加工して、引き波で流されてくるかもしれない住民を救おうと窓際で波を注視していました。

今思うと、濁流のように寄せては引く波の中、荷造り用の紐で人を救うなんて不可能だったろうと思いますが、当時はやはり気が動転していたのでしょう。

そのうち、大きな貨物船が漂うように港湾合同庁舎に向かって近づいてくる状況が目に見え、屋上に避難しました。

屋上では海上保安庁の方がいて、津波以後、初めて自分以外の人間に出会えたことにホッとすると同時に、屋上から高台を見ると、多くの人が山の上からこちらを見ており、「ああ、あの中にうちの職員もいるんだな。あそこなら大丈夫だな」と更に安堵しました。

貨物船は建物に衝突する1～2メートル手前で、引き波等で離れていき、ゆっくりと潮も引いていきました。

その晩は海上保安庁の方と一緒に行動し、庁舎に泊まりましたが、万が一、署員が来たらどうしようかと思ひ、深夜に監督署に戻り、署長室のソファで横になっていましたが、想像を絶するペースで処理をしなければならぬであろう様々な処理をどのように進めていけば良いのか等色々なことが頭をよぎって満足に寝ることはできませんでした。

震災で釜石市の大半の電気、ガス、水道、電話等のライフラインが壊滅してしまい何もすることができないと判っていたながらも、それ以降も出勤しました。しかし、16日に合同庁舎の管理官庁である海上保安庁から退去を命じられ、止むなく署を離れるに至ったのです。

3月22日からは津波被害の無かった釜石公共職業安定所の一室を借用し、臨時窓口を開設しました。業務多忙中、部屋を貸してくれた釜石所には感謝していますし、署員全員が一室に集まるというストレスを感じながら、様々な制約下でありながらもその場でできる業務にベストを尽くしてくれた署の職員にも感謝しています。

4月28日からは新日鐵釜石の健康センターのスポーツジムだったスペースを借りて、暫定的に業務を再開しましたが、3.11以降それまで、岩手労

働局、花巻署を始めとする内陸署、厚生労働省、他局や全労働等の全国の人々から、温かい援助や助力をいただき、本当に感謝しています。

震災から一年経ちますが、まだ一年なのかと思う反面、ずっと昔の記憶のような気がするのが不思議です。犠牲になられた方に心からのご冥福をお祈りしながら、一日も早い被災地の復旧、復興を願って止みません。



釜石労働基準監督署  
(震災後撮影)

宮城労働局石巻労働基準監督署  
次長 田村 聖

当署は、庁舎のある（私の官舎もある）直径1km程の区域を残して周囲全域が水没し、JR全線を始め外界との交通と通信が遮断した。

庁舎は避難所にはなっていなかったが、非常用電源が作動して明かりをつけることができたため、署で解放できるスペース全てを使い、周辺からの避難者の方を受け入れた（最大300名の程度の人々が当庁舎に避難された。）。

震災直後の水没地域では、折り重なった車やがれきに混じって正体不明の薬品タンク等の漂着物もあり、一面が真っ黒なヘドロで覆われて強烈な臭気が漂う中を、歩ける場所を見つけながら脱出を試みる人達が行き来していた。

へドロの中、路面の状況が分からないで歩くため、長い棒を持って足元に穴がないか探りながら歩を進めるのだが、長靴の高さでは間に合わない場所を避けるため、すれ違う人からの情報は貴重なものだった。

交通網やライフラインの遮断で、まず食料、燃料の確保が問題となった。職員が自宅に蓄えてあった非常食などを持ち寄り、当面の食料としたが限りがあり、震災後しばらくしてから僅かに営業を始めた商店も開店時間が数時間しかないため、日々の食料確保にも困難を極めた。

また、道路網や公共の交通手段が津波で流出・破壊され、加えて、ガソリン等の燃料物資も当県には輸送されない状態が続く、これについては、自家用車に職員が、乗り合わせて出勤することとした。

震災の翌週には相談件数は数件という状態であったが、2週目からは100件、3週目は200件を超え、この状態が6週間続き、徐々に落ち着きを取り戻した。相談のピークに連動するように震災3週目からは解雇や賃金に関する申告や解雇予告除外認定申請も急増し、被災者の深刻な状態が浮き彫りになった。相談者の中には、労使互いに連絡が取れないとか、存命かどうか分からないといったものもあり、また、申告事案の処理にあつては、被申告人に連絡が付かないケースや連絡が付いても交通手段が確保できず、面談する手段がない状況が続いた。当時被災地は、がれきを路肩に寄せ、車1台が通行できるスペースを確保しただけの状態や地盤沈下による冠水などでいつの間にか通行不能になる状態にある中、職員は事業場調査を行った。

県内外から多くのボランティアが集まり、この人々が、へドロやがれきの撤去作業に携わるころになると、防じんマスクの不着用、車輛系建設機械による不安行動などの情報や相談等の多く寄せら

れるようになり、速やかな対処が求められた。

当時は振り返っても、過酷な状況下での連日の業務ではあったが、他局からも多くの支援を受け、一日も早い復旧・復興への思いを強めたと確信した。

足りないものがあつたとしても手に入る訳ではなく、最終的には、その時に居合わせたメンバーで局面に合わせた対応を行うことに尽きるものと思った。

### 福島労働局相馬労働基準監督署

監督・安衛課長

(当時：富岡労働基準監督署監督・安衛課長)

八巻 達弥

東電福島第一原発の原発事故で、私の所属していた富岡署は庁舎の使用が不可能となり、職員も各地に離散して一度は署としての機能を失った。現在はいわき駅前再開発ビル「Latov」に仮事務所を設けて業務を行っているが、そこに至るまでの間には実に様々な出来事があった。

震災後、署長と私は第一原発から約5kmに位置するオフサイトセンターに派遣された。原発の現状や作業員の被災状況等について情報収集を行い、得られた情報を速やかに局へ伝達することが目的であったが、センターの電話、FAXと自身の携帯電話も全て使用不能となり、連絡手段を完全に失った状況で1号機と3号機の爆発を目の当たりにすることとなった。現場は戦場のような状況であり、直接復旧作業に従事する自衛官等に対し、情報収集の目的でセンターに留まっていることがいたたまれないほどであった。その後、3月14日の夕方に局からの指示を受けセンターを退出、いわきでの避難生活が始まった。

以降、私は署長と共にいわき署の応援職員として勤務することとなり、約2か月間いわき署の機械室に宿泊して勤務を続けることとなったが、震災直後は食料の入手が極めて困難であり、食料の補給を受けられたものの、一時は署にあった来客用の砂糖を食料として利用することすら考えた。

4月に入り、正規職員全員がいわき署で勤務することが可能となり、いわき署の認定室を借りて富岡署としての業務を再開した。この時点では個人の机もなく、長机にシステム2台を置いて交替で使用し、極めて不自由な状況であったが、4月中旬には同じ合同庁舎内の会議室を借りられることとなり、いわき署から独立した仮事務所を設置することとなった。

こうして署の体制は徐々に整い始めたが、賃金不払の申告が例年ベースでの1年間の受理件数を僅か1月で超える状況となり、労使双方が管内から避難中という前代未聞の状況の下、処理方針が定まらず悩む日々が続いた。しかし、他署の協力もあって所在不明の事業主へ連絡を取る方法を確立し、各事案の解決が図れるようになり、僅かながらも今後について希望が持てる状況となった。

5月下旬になり、健康対策室が設置され、3名の応援職員（厚生労働省1名、静岡局2名）が放射線作業届の審査業務を開始した。また、原発への立入調査を実施し、作業現場の状況確認等を行い、その後、確認された問題点について文書指導を行った。

6月上旬には、局、富岡安定所と合同で富岡町の庁舎への一時帰宅を実施し、就業規則や年金ファイル等の書類を回収した。私にとって3年間付き合った富岡署の庁舎はとても懐かしく感じられた。その後、私は人事異動の凍結解除で7月1日付で相馬署へ異動となったが、富岡署の仮事務所は9月1日にいわき市駅前

の再開発ビルに移転し、今もなお仮事務所業務を行っている。

今回、私は極めて特殊な状況を体験することとなったが、周囲の支えがなければ途中で潰れていたかも知れない。署長をはじめ支えてくれた仲間達には本当に感謝している。また、今後、後輩諸君が同様の状況（あったら困るが）に遭遇した場合、一言だけアドバイスしたい。

「なるようにしかならないから、その状況の中で自分がやれることをやる、それだけだ。」と。

**東京労働局労働基準部監督課  
地方労働基準監察監督官  
古賀 睦之**

東日本大震災の発生から、1か月ほど経った平成23年4月18日。

私は被災局への応援職員の一人として、福島局いわき署に配属された。

大きな有感地震が1時間に何回も続く状況の中、いわき署の職員、そして、いわき地方合同庁舎に移転した富岡署の職員は、懸命に業務に取り組んでいた。

署の電話の呼び出し音は、次々と途切れなく鳴る。しかし、呼出音が2回以上は鳴ることは無い。鳴った電話は、誰かがすぐに対応する。特に管理職が率先して電話を取っている。

方面職員も、労災課、安衛課の職員も、来署者にすぐに対応している。来署者が扉を開けて入ってきたら、即座に誰かが声を掛け、ブースに案内する。

電話相談を含め、相談の対応はとても丁寧だ。じっくりと相手の話を聞き、それから説明を始めている。経験が少ない筈の2年目、3年目の監督官も同じだ。

職員の中には、自宅が損壊し避難所から通勤している人もいると聞いた。バス路線が不通となり自宅からの通勤が困難な人も。被災者でない職員はいないと。

私はそれこそ真剣に電話に飛びついた。飛びつかなければ、いわき署の職員に取られてしまう。電話を取り相談業務につかなければ、何しに此处に来たのか分からない。

避難所への出張労働相談で訪れた小学校の体育館には、フロア全面いっばいに布団が敷かれていた。

ここには、福島県いわき市のある地区の方々114名が避難してきている。

出発する前に署で読んだ資料には「当該地区は海岸に面した地域で、津波に襲われ壊滅。地区住民290名中110名が死亡または行方不明。」とあった。

体育館のフロアには様々な支援物資が積み、相談用の机や椅子を置くスペースも無い。

私といわき署労災課の相談員さんは、避難所のお一人お一人に声を掛けることにした。

「いわき労働基準監督署です。お仕事の関係でお困りになっていることはありませんか」。

布団の間の通路を進み、布団の上に座っている方々に腰を屈めてご挨拶をした。

最初に声を掛けた高齢のご夫婦は、顔を見合わせて首を横に振った。

労災課の相談員さんは、通路に両膝を付き、立ち膝の姿勢で更に腰を屈め、言葉を重ねる。「震災、大変でしたね。まだたくさん揺れますよね」。頷くご夫婦。相談員さんは通路に正座し、頭を下げて「ご家族の方々は大丈夫でしたか。何かお困りのことありませんか」と。

相談員さんの後ろで私も正座した。ご夫婦と目線が同じ高さになった。

ご主人が語り出した。「私らは高台の神社に逃げた。石段を登る途中で津波に巻き込まれ、波に押し上げられ神社まで流され、助かった」。ご主人は訥々と語り続ける。「近所で知り合いが6人亡くなった。みんな石段の下まで来ていた。もう少しだった。それが悔しい」。

奥さんが話し始めた。「息子が働いていた店が原発の避難範囲内となり、店が閉められ、息子はクビになってしまった。何かの補償は貰えないのでしょうか。」

相談員さんと一緒に通路に正座して、何人ものご家族からお話を伺った。

「娘が震災の日、会社で全員帰宅を命じられ、帰宅途中で津波に巻き込まれた。命は助かったが骨折し入院。労災保険に通勤災害というのがあると聞いたが適用になりますか」。

「働いていた工場が閉鎖になり社長も避難した。社長と連絡が取れなくなり、4月10日の給料日に給料が振り込まれなかった。どうしたら良いでしょうか」。

「半壊した自宅に荷物を取りに行った。途中の道に収容されていないご遺体が沢山置かれていた。辛くて怖くて慌てて転び、手首を骨折。病院代は自腹。仕方ないんですね。」

答えられる相談も、答えられない相談も。ただ、お話を聞くしかない内容の相談も。

相談員さんと二人で、被災者の方々のお話を聞き続けた。

そんな中、私が腕に巻いている「東京労働局」の腕章に気付き、「東京から来ているのですか？ ご苦労様です。」と驚きながら励ましの声を掛けてくれた人も沢山いた。

「はい。福島も東京も、労働基準法は同じですから大丈夫ですよ。」と真顔で答えると、笑ってくださったお母さん達。

小学校や中学校の体育館に設けられた6箇所の避難所への出張相談業務に行かせていただき、多くの相談を受けさせていただいた。

ふと、相談員さんが視線を向ける。そこには学校から帰ってきたと思われる男子高校生。彼は制服を着替えると、すぐにボランティアの人達の手伝いを始めた。下校してきた小学生が、避難所の布団の脇に、赤いランドセルを置いていく。

力不足に歯嚙みしながら、少しでも、この方々のお役に立ちたいと思った。

いわき署にも相談者が多数来ており、昼休みでも次長、方面主任監督官で対応していた。

また、運送会社の7人の運転手に囲まれた若い監督官が、物怖じすることなく丁寧に相談を受けていた。その監督官はこう語ってくれた。「震災からの1か月で1年以上の勉強をさせて貰いました。『相談は、相手に寄り添う思いが何よりも大切だ』と先輩から何度も教えて貰いました」と。

いわき署の職員の懸命な姿勢に貫かれていたのは、「寄り添う思い」だった。素早く電話に出るのも、丁寧に相談を受けるのも、膝を付き同じ目線の高さになるのも、全てその現れだった。

富岡署の職員が話し掛けてくれた。「企業の本社を多く抱える東京局の皆様は伝えて欲しい。富岡署は短期間閉庁したが、場所を移して、今は通常通りに業務を行っている」と。

富岡署は、いわき地方合同庁舎の会議室に移転。職員は大変な思いをしながら電話線を、システムを繋ぎ、機材を、資

料を搬入し、業務執行態勢を整えながら、富岡署管轄の事業場に係る業務を遂行していた。富岡署管轄の人々への「寄り添う」態勢を整えていた。

教えていただいたこの思いは、私達の仕事の根底にある大切なものだと、改めて思った。

大変な状況はまだまだ続くだろうが、被災局の皆さんに心からのエールを送る。

そして、この「寄り添う思い」を大切にしながら、日々の業務に取り組んでいきたい。

<p>神奈川労働局労働基準部監督課 地方労働基準監察監督官 木暮 勤</p>
--

#### 宮城局への派遣命令

平成23年3月11日(金)14時46分ころ、マグニチュード9、東北地方から関東地方までの広範囲にわたり未曾有の東日本大震災が発生した。多くの人が死亡や行方不明になっただけでなく、多くの家屋の流出、断水、電気の使用制限、道路の湾曲や亀裂による交通手段の寸断など酷い惨状であり、テレビでは分からないが沿岸沿いの汚泥の腐敗による臭いは、今でも鼻を強く刺激している。

厚生労働省は、震災発生数日後、ほどなく地方局に対して「被災地域への職員派遣」の緊急通達を発出した。

私は宮城県の出身であったため、即時に「私で良ければいつでも、何処でもいきます。」と手を挙げ、4月11日(月)から4月15日(金)までの5日間神奈川局の被災地域への応援第一陣として、宮城局大河原署での労働条件確保のための緊急窓口相談対応業務として、派遣命令を受けた。

応援の打診は4月1日であったが、当時の交通は東北新幹線、東北本線がともに開通見込みが立たず、せいぜい動いていたとしてもバス1日数本程度、東北地方の大都市までのみであった。何とか数日掛けてバス乗車券を得て、4月10日バスにて福島駅まで行き、その後親戚の者に福島駅まで自家用車で所要時間2時間を要して迎えに来てもらった。

福島駅に到着したころはまた粉雪が舞い散っていた。

赴任するに当たっての私の装備は、交通の寸断、断水、寒さ等を考慮し、寝袋2体、下着類10着、水2リットルペットボトル2本、カイロ10個、乾パン4日分、作業着上下2着など、ほとんど登山スタイルであった。

#### 緊急相談窓口での対応について

私が派遣された宮城局大河原署は正規職員6名の小規模署でそのうち監督官は署長を含めて4名であったが、私が派遣されている期間は署長を除いた3名の監督官は主として宮城県沿岸沿いに所在する仮設住宅や避難場所に直接出向き被災労働者などに対する相談業務・周知啓発等に従事していたため、私が従事しなければならない業務内容は、緊急相談窓口の対応のみならず監督関係を全般にわたる相談や申告などの対応であった。

緊急相談窓口での相談件数は1日当たり二十数回程度で、一回当たり長いもので数時間を要した事案もあった。

労働者からは「労働者自身が震災によって自宅の家屋が損壊しているため年次有給休暇を取得申請したところ、会社から現在会社も大変なのにお前1人休んでも良いのかと返事があったこと。」とか、「1か月の期間の雇用期間を数回更新されてきた。現在震災によって休業を命じられているが今後再度改めて更新されるかが心配であること。」とか、「震

災のためにガソリンを調達ができないため、介護労働者宅を自転車で回っている。それに対する賃金が支払われない。」などであり、一方、使用者から「会社は取引先から必要な部品が調達されないため労働者を休業させる必要があるそれに対して休業手当を支払わなければならないのか。」というものがあつた。

大震災・津波によって、事業場や居住に壊滅的で甚大な被害を受け、操業できない状況が生じ、また、計画停電や部品供給制約によって、休業を余儀なくされている事業場も数多く見られ、多くの労働者が仕事に就けない状況となっている。

そのためにも、きめ細かな労働相談等を通じて個々の事情の把握を図りつつ、雇用の継続・確保を図るとともに、また、地震の直接的な被害で事業活動が停止した労働者の未払賃金の立替払について迅速に処理し、的確に対応することが必要であった。さらに、被災労働者の被災状況を鑑みメンタルをも含めて対応することも重要なことであった。

相談者からは、何度も頭を下げられ、「時間を取らせて、その上、丁寧に、理解できるように説明をいただきありがとうございました。」と言っていたのが印象的であった。

#### おわりに

被災者の相談を通じて感じたことは、相談者は総じて不眠、ストレス等の不調を訴えており、窓口指導に当たってはメンタルも含めて対応を求められたところであることから、このような派遣に当たっては、被災者に対するメンタルに関する教育についての事前の受講をすべきだと感じられた。

また、今回の応援は、派遣人員、派遣期間についても、数名程度、数日程度といったものであったため、今となっては何ができたのかなと自問自答しないわけ

ではないが、私自身は被災者と同じ目線に立って緊急相談窓口の対応してきたつもりであり、何らトラブルもなく無事終了できたということは初期の目的が達成された感もある。

宮城県では、宮城の意気込みである「がんばっぺー」を合い言葉に復旧から復興へと前進するのみであり今後を期待したい。宮城局大河原署付近の白石川のほとりは数十kmにわたる桜並木で、ゴールデンウィーク時期には満開となり有名な場所でもある。震災が少し落ち着いた頃、また満開の桜を見たいと思っている。

**東京労働局労働基準部労災補償課  
地方労災補償監察官  
島津 園江**

東日本大震災が起きて、3か月目の6月後半に2週間、宮城県石巻労働基準監督署に労災給付の応援業務として派遣されました。

応援業務に手を挙げたものの、石巻署に行く前は、遺族の方の聴取が冷静にできるだろうか、処理が手際よくできるだろうか、石巻の職員に迷惑をかけないだろうか等、いろいろな不安がありました。しかし、東京局では既に5月から職員が派遣されており、実際に行く前には、先に派遣されていた職員から私的な懇談会の時間を作ってもらい、当地でのいろいろな事情等を教えてもらえたので少し安心できました。また、局総務課でも現地の情報を入手して派遣される私たちの不安を取り除いてくれました。

派遣された期間中になんとか時間をつくり、石巻署の周辺を見学しました。5～6分歩いて降りた場所は、山のふもとから海岸まで津波の痕で何も無い状態でした。6月はガレキは片付けられていま

したが、ところどころに建物の枠だけが残っていました。また、日和山公園から見下ろした景色も津波の無惨さがまざまざと感じられる風景で、派遣された職員は皆、言葉もありませんでした。本当にこの日和山だけ残して全てを飲み込んだのだなと思いました。その景色を目に焼き付けて精一杯応援業務に励むことを決意しました。

応援の職員は東京局4名と兵庫局2名の6名でした。業務の内容は、地震や津波で亡くなった方の遺族請求の支給決定処理でした。石巻署の会議室を応援職員が遺族請求処理をするための事務室にしてくれており、そこで事務処理を行っていました。毎日、遺族請求の処理を行っていました。相談の電話や窓口対応、請求人である遺族の方からの聴取、不足書類の連絡、復命書作成と機械入力を行っていました。事務処理そのものは、初期に派遣された職員の人達が調査要領を作成し順次バージョンアップしてくれており、聴取書を作成すれば、遺族関係認定書や復命書に自動的にデータが反映されるような状態になっていました。件数の落ち着きと調査要領の高度化で業務そのものは効率的かつ迅速にできました。また、私がいた間に労災保険給付の支払のためのシステム端末やパソコンも設置され業務遂行が益々効率的に行えるようになりました。

私たち応援職員は、2週間でまた自分の職場に戻りますが、石巻署の職員の方達は地震があったその日からずっと休む間もなく働いていらっやって、蓄積した疲労も極まっていると思うのに、私たちにも気を遣い、業務についても、皆、テキパキと行動され、方向性も即座に決定する決断力と行動力に、感服しました。

遺族の方からの聴取で、石巻署管内の地理に詳しくなりましたし、海岸に沿ってどのような事業場があるかもわかるよ

うになりました。請求人の方の中には名札を見て「東京からわざわざ応援に来てくれているんですね。ありがとうございます。」と感謝してくださる方もいて、ご自身がまだ悲しい中にながら、私たちのことを気遣ってくれることに恐縮しました。また、不足書類をお願いすると、即日提出してくれたり、場所が塞がっていて、すぐに聴取ができなかった時は快く出直してくれたり、非常な事態の中でも対応していただいて仕事もスムーズに進みました。

この応援業務に行って、大震災を肌で感じたこと、また、他局の職員の方と仕事できたことは私の生涯の財産だと思っています。応援業務に派遣されている他局の方と6人で団結して業務ができたと思います。

**愛知労働局総務部総務課  
会計第一係長 室谷 泰史**

愛知労働局は5月8日から9月16日にかけて、東日本大震災によって大きな被害を受けた宮城労働局の仙台署、石巻署に延べ47名の職員を派遣し、労災保険業務を中心とした支援を行いました。

私は7月上旬から2週間、仙台署に勤務して、主に仕事や通勤途中に震災の犠牲となり亡くなられた遺族からの労災保険請求の審査、調査、給付決定の任務にあたりました。派遣は震災から4か月が経過していたこともあり、仙台駅周辺の都市機能は復旧し一見震災の爪痕など無いかのように見えたが、度々の余震がそうした先入観を打ち消していきました。駅前に到着するバスからは被災地に向かうボランティアの人が降り立ち、滞在するホテルでは援助物資の積み込みをしている、目の前のそうした風景に、各々の支援の形は違っても皆がこの苦難を乗り越えようとする強い力を感じて、自らの襟を正した記憶が残っています。

仙台署は海岸沿にはないため比較的被害は小さかったものの、それでも庁舎のタイルが剥がれ落ち、植え込みがえぐられ、一部のトイレが使えないなど被害を受けていました。休日に仙台港まで足を延ばすと、大型船が港の外に打ち上げられ建物に突き刺るような形で放置されているのを見て津波の恐ろしさを感じることができました。積み上げられたガレキの山にはハエが群がっていて、津波被害を受けた沿岸地域とそうでない地域とでは随分状況が異なるのが分かりました。土地勘のない私にとって、こうした状況の違いや地名を頭に入れることは、後々の勤務の中で役立つことになりました。

勤務に就いて一番戸惑ったのは、津波による被害地エリアがわからないことでした。発生状況を読んでもピンとこない、事業所の場所、被災した場所、自宅のある場所、そして津波が到達したエリア、点で結ぼうにも結べない、これは業務上外や通勤上外を判断する上でとても重要なことなのに事前にもっと予習しておくべきだったと…。地図を片手に確認していくうち、津波による被災場所はある程度集中していることに気付きました。揺れが収まって津波到達までの短時間に逃げまどう中で、向かう先は子供や親のいる場所であり、人はいざという時、何よりも家族を想い、自分だけ助かろうとはしないのだと、しかしそう思いながら行動した人の多くが犠牲になっている、あまりにも悲しい結末です。

私が取り扱った中に、配偶者とお子さんを亡くされたご遺族がおり、残された配偶者に聴取した際、「まだ現実を受け止められないし、家のあった名取にも戻れない、でも残された子供のために頑張っている生きていきます。私よりもっと苦しい生活を強いられている人がいるのに申し訳ない。ありがとうございます。」と話してくれました。悲しみの中にあっても常に周りを気遣い感謝する気持ちを忘

れないでいることに頭が下がる想いでした。

署では津波被害を受けた地域を中心に、一件、一件、電話するローラー作戦を展開し、一人でも多くの被災者を救済しようと取り組んでいました。従業員が亡くなっても手続の仕方がわからない人には相談コーナーを設ける、添付書類は原則請求人に用意してもらおうとしても、状況によっては本人に代わって職権で取り寄せる、裏付書類が無いものについては事業主や関係者からの聴取で確認するなど、被災者が他の被災者を気遣うように、行政も被災者の立場に立ち共に歩む心を持って接すれば必ずとやれることは見えてくるように感じました。

被災地派遣は、仕事だけでなく生きていく上で私に大きな力を与えてくれます。感謝すべきは私なのかもしれません。

**秋田労働局大曲労働基準署  
労働基準監督官 佐藤永史**

秋田労働局の被災地に対する応援は、岩手労働局に対するもので、4月以降、常時十数名の職員が、基本的には1週間交替で派遣されていました。私は、岩手県出身で甚大な被害をうけた地元のために役立ちたいという気持ちで強く希望をして、23年4月10日から5月13日まで、業務支援を行いました。約1か月間、大曲署を離れることになるのですが、快く送り出していただいた署長はじめ、同僚職員の皆さんに感謝いたします。

私たち応援派遣の職員は主に岩手局と他局の応援職員とともに日々、沿岸被災地の避難所を巡り労働相談を実施しました。この時期の避難所での労働相談は地方自治体を実施するがれき撤去の説明会と併せて実施することが多かったのです

が、避難者の多くは疲労がピークに達し、避難所での不便な生活や行政機関の対応に不満を持つ方もいたため異様な雰囲気の中での実施となりました。また、本来は沿岸地域に活動拠点を構え活動することで効率が増すと考えるのですが、被害が甚大で宿泊先等が十分でないことから、内陸の盛岡を拠点に活動せざるを得ず、毎日相当の移動時間を要することとなりました。

相談会では、労働行政が行っている労災給付や未払賃金立替払制度などの各種制度を広く知ってもらう必要があることから、まずは周知活動を念頭とし併せて個別相談についても対応できるよう相談ブースを設けました。ただ、日中避難所にいる方は高齢者や子供が多く、勤労世代の被災者は被災地に赴いてがれき撤去等を行っていたことから、最も情報を伝えたい方達に直に情報を伝えることは困難な状況でした。

そこで、少しでも被災労働者のためにと地味ではありましたが避難所の掲示板に各種制度のあらましを記載したポスターを掲示するとともに、リーフレットを置かせて頂くことで、夕方がれき撤去から帰ってきた人達にも周知できるよう工夫しました。また、岩手局では、マスコミと連携を積極的に図っており、監督署やハローワークの連絡先をテレビのテロップで流すという取組を行ったことも各種制度の周知に繋がったと思います。

私は、陸前高田、大船渡、釜石、大槌、宮古、岩泉等殆どの被災地を回りましたが、最も記憶に残っているのはとある避難所で40歳代位の女性の対応をした時のことです。その女性は憔悴しきった様子で、「夫が仕事に行ったきり行方不明になっています。」とだけ小さく呟かれました。どこかで夫が生存しているかもしれないと希望を持ち続ける女性に対し、未払賃金立替払の除斥期間の関係から、

その女性の夫の生存を願いつつも、夫の死亡に触れながら相談にのらなければならぬことは、これが仕事とは分かっているにもかかわらず、強く心が痛みました。今回の応援では、この大震災で甚大な被害を受け、ご家族を失った被災者の方々との接し方の難しさを嫌というほど経験しました。

業務支援をとおして最も感じたことは、インフラが壊滅し地域コミュニティが分断した災害時に、情報収集や情報伝達をどう確保すべきかがいかに大切であるのかを思い知らされました。情報が錯綜する中で、それを整理共有し、意思決定を行い、そして情報発信することは決して容易なことではないと思いますが、今回の大震災の経験を無駄にせず、今後の対応の糧とするためにも、この1年で厚生労働省、局、署所が行った活動内容について、記録をして今後の対策に活用して頂ければと思います。